



12月から国民健康保険被保険者証が切り替わります

被保険者証の更新は12月1日です。11月末日までに新しい被保険者証(若竹色)を送付します。

有効期限を11月末日から7月末日に変更します

令和4年8月から70歳以上の加入者の利便性向上のため、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証を一枚の証にまとめた「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の交付が始まります。「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」の交付に併せて、国民健康保険被保険者証の有効期限を毎年7月末日に変更します。

簡易書留郵便でお届けします

世帯全員分をまとめて世帯主宛に郵送します。また、次のものを同封していますので、必要に応じてご使用ください。

- 「ジェネリック医薬品(後発医薬品)希望シール」
- 「被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄の保護シール」
- 小冊子「国保と健康のしおり」

※保険税が未納の世帯には別途通知します。

転出後も引き続き、たつの市の国民健康保険に加入する学生、施設入所者等の方へ

大学・専門学校、施設入所等で市外へ転出し親元等を離れて生活する方で、たつの市の国民健康保険に引き続き加入する方は申請が必要です。既に申請されている方も、被保険者証の更新に併せて再度申請が必要です。

◇申請に必要なもの

- 学生証の写し又は在学証明書(学生のみ)
- マイナンバーが分かるもの
- 施設入所等の証明書(施設入所者のみ)
- 免許証など顔写真入りの証明書等

※既に申請されている方で、申請後転居等により住所変更されている方は、住民票が必要です。

▶国保医療年金課(☎64・3149)



償却資産の申告をお願いします

固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)も課税対象となります。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在において所有している資産を、1月末日までに申告していただく必要があります。

償却資産とは

土地、家屋以外で事業のために所有している構築物、機械、器具、備品等で、その減価償却額(費)が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものです。※耐用年数を経過した資産でも事業用に所有している場合は申告対象となります。

申告していただく方

令和4年1月1日現在、たつの市内に償却資産を所有している方。確定申告をしている場合も市への申告が必要です。
※令和3年中に事業の廃止又は解散をされた方や、相続等によって代表者が変更になった方は、その旨を申告してください。

申告の必要がない資産

自動車、農耕トラクタ(最高速度が時速35Km未満)等の自動車税の課税対象となる車両

申告書類

令和4年度課税標準額合計が免税点(150万円)未満の方は申告の必要はありませんので、11月に資産の所有状況等を記した「償却資産申告済明細一覧表」を送付します。明細の内容と比べて、資産の増減及び廃業、代表者の変更がある場合は申告の必要がありますのでご連絡ください。申告書類を送付します。

課税標準額合計が免税点以上の方には、12月中旬に書類を送付します。

また、新規事業者や市からの書類が届かない事業者で、申告の必要があると思われる方は、書類を送付しますので、ご連絡ください。

提出先

市税課資産税係、各総合支所地域振興課

▶市税課(☎64・3146)



市街化調整区域でも住宅を建てられます

市街化調整区域は、市街化を抑制するために建築が制限されている区域です。しかし、県指定の「特別指定区域」においては、建築規制が緩和され、特定の建築物を建てるすることができます。本市では、この制度を活用し、市街化調整区域の活性化と地域の特性にあったまちづくりを進めています。

特別指定区域に住宅を建築する場合は、都市計画法に基づく手続きが必要です。建築を検討されている方は、事前に都市計画課にご相談ください。

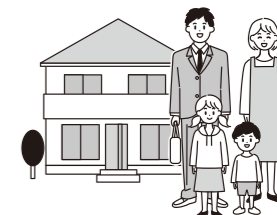
現在、住宅の特別指定区域は、以下のとおりです。

【地縁者の住宅の区域】

建築予定地の周辺の市街化調整区域に10年以上居住している(居住していた)方が、その地域に縁がある「地縁者」として住宅を建築することができる区域です。

【新規居住者の住宅の区域】

居住実績を問わず、どなたでも住宅を建築することができる区域です。



■主な基準

指定区域の名称	建築できる区域	建築できる者	敷地基準	建築物の延床面積	最高高さ	その他
地縁者の住宅の区域	市街化調整区域の指定区域内(注1)	建築予定地周辺の市街化調整区域に通算して10年以上居住している者または居住していた者	200㎡以上500㎡以下(注2) ※揖西町清水新地区、揖保川町本條地区、御津町岩見(片・稲富・伊津)地区については、170㎡以上500㎡以下	280㎡以下(自動車車庫及び物置の用に供される部分の面積は除く)	原則として10m以下	壁面後退要件あり 専用通路基準あり
新規居住者の住宅の区域	龍野町中井地区、揖西町中垣内・清水新地区、神岡町上横内・西鳥井・横内・北横内地区、新宮町中野庄・船渡地区、及び御津町黒崎地区の指定区域内	居住者の要件なし	※御津町岩見(岩見港)地区、室津地区については、120㎡以上500㎡以下			

(注1)区域の詳細については、市ホームページ又は都市計画課窓口で確認してください。

(注2)敷地基準については、適用されない場合があります。

▶都市計画課(☎64・3223)



都市計画審議会の開催について

令和3年度第3回たつの市都市計画審議会を開催します。傍聴を希望される方は、傍聴手続が必要です。

と き 11月25日(木)10時～

と ころ 市役所 多目的大ホール

審議事項 ・都市計画マスタープラン等の改定について
・特別指定区域の指定について

傍聴手続 傍聴希望者は、当日、9時～9時30分の間に市役所 多目的大ホールまでお越しください。

定 員 10名 ※定員を超えた場合は、抽選を行います。

▶都市計画課(☎64・3223)